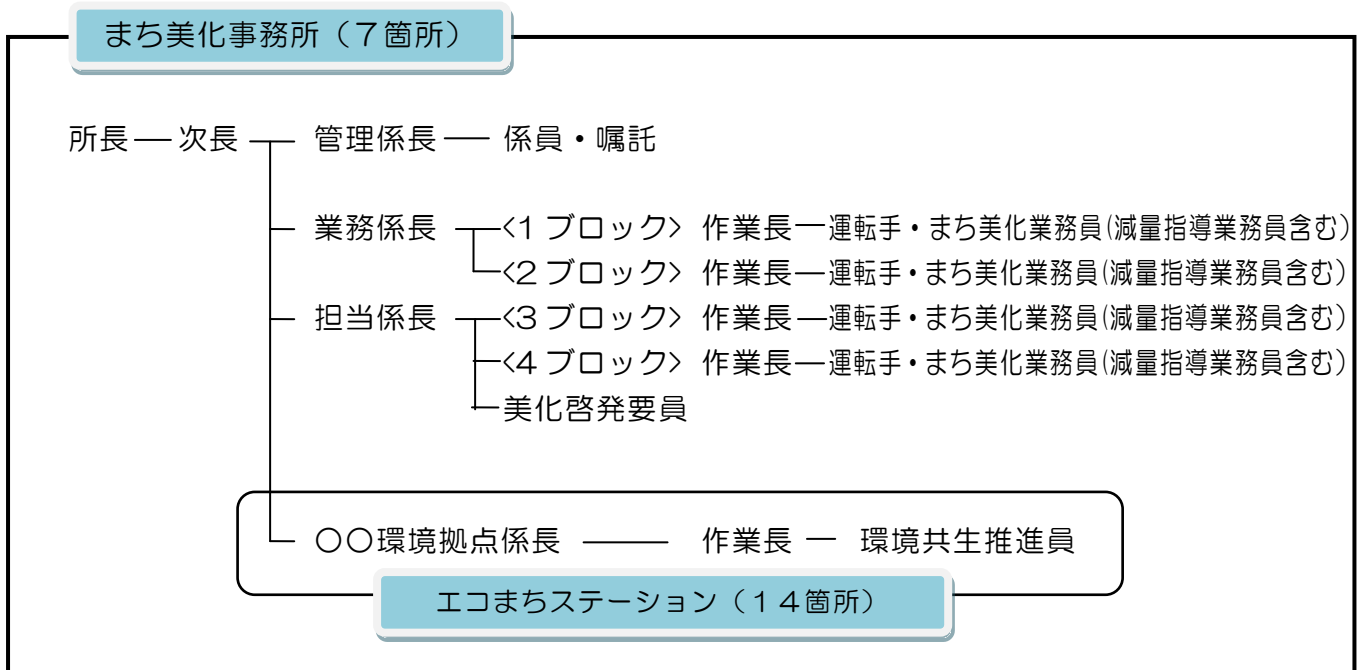


○ 収集業務を所掌する事務所等の組織図及び事務分掌

(組織図)



※ 基本的な事務所の体制を示すもの

※ 環境拠点係長の「〇〇」部分は、区役所・支所の管区名称（北，上京等）を冠し，各エコまちステーションに1名ずつ設置

(事務分掌)

- (1) 事務所の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。ただし，生活環境美化センターの所管に属するものを除く。
- (3) 不法投棄に係る廃棄物(ふん尿を除く。)の収集及び運搬に関すること。
- (4) 一般廃棄物収集自動車(ふん尿収集自動車を除く。)の小修理に関すること。
- (5) 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例による自動販売機に係る届出並びに自動販売機及び回収容器に関する立入調査に関すること。
- (6) 環境の保全，循環型社会の形成及びまちの美化に関する意識の啓発に関すること。
- (7) 一般廃棄物の処理に係る相談に関すること。
- (8) 一般廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関すること。
- (9) 粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。

※ (2) については，ふん尿を除く一般廃棄物の収集及び運搬を示す。

○ ごみ収集の実施時間帯

		月・火曜日	水曜日	木・金曜日	
午前	1回目	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル
	2回目	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル
	3回目	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル
午後	4回目	燃やすごみ	プラスチック製容器包装	燃やすごみ	プラスチック製容器包装
	5回目	プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装	